

# 任期付職員の任用等に関する規程

## 目 次

- 第 1 条 目的
  - 第 2 条 任期を定めた採用
  - 第 3 条 任期
  - 第 4 条 任期の更新
  - 第 5 条 特定任期付職員の給与に関する特例
  - 第 6 条 特定任期付職員の号俸の決定
  - 第 7 条 特定任期付職員業績手当
  - 第 8 条 特定任期付職員の職員給与規程等の適用除外等
  - 第 9 条 第 3 条第 2 項任期付職員の初任給規程第 4 章から第 8 章までの規定の適用の特例
  - 第 10 条 第 3 条第 2 項任期付職員の号俸の決定の特例
  - 第 11 条 本規程の管理部署
- 附 則
- 別表第 1
  - 別表第 2

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関する事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第2条 理事長は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）第3条の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

2 選考に関する必要な手続等の取扱いについては、別に定める。

(任期)

第3条 任期は、任期付職員法第4条の規定による。

(任期の更新)

第4条 任期の更新は、任期付職員法第5条の規定による。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第5条 任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の俸給表を適用する。

(特定任期付職員の号俸の決定)

第6条 特定任期付職員の別表第1の俸給表の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号俸
- 二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号俸
- 三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三号俸
- 四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号俸
- 五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号俸
- 六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号俸
- 七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号俸

(特定任期付職員業績手当)

第7条 理事長は、特定任期付職員のうち、前条の規定により特定任期付職員の俸給月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その俸給月額に相当する額を任期付職員業績手当として支給することができる。

- 2 前条の規定による号俸の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 3 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員給与規程（給与一法A－職員給与）第7条第1項に規定する業績手当の支給日に支給することができるものとする。
- 4 特定任期付業績手当の額は、基準日現在において特定任期付職員が受けるべき俸給月額に別表第2の基準日以前1年間の特定任期付職員の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

（特定任期付職員の職員給与規程等の適用除外等）

- 第8条 特定任期付職員には、職員給与規程別表に定める職員の俸給表並びに諸手当支給規程（給与一法A－諸手当支給）第2条、第3条、第6条、第15条及び第19条の規定は、適用しない。
- 2 特定任期付職員に対する諸手当支給規程第16条第2項中、「6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

（第3条第2項任期付職員の初任給規程第4章から第8章までの規定の適用の特例）

- 第9条 任期付職員法第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第3条第2項任期付職員」という。）であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、人事院規則8—18（採用試験）の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものに対する職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（人事一法B－初任給基準。以下「初任給規程」という。）第4章から第8章までの規定の適用については、その者を当該試験の結果に基づいて職員となった者とみなすことができる。

（第3条第2項任期付職員の号俸の決定の特例）

- 第10条 新たに第3条第2項任期付職員となった者の号俸は、採用の日の前日から、その者の初任給規程第13条の2の規定による経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、同規程別表第2に定める初任給基準表を適用して得られる初任給（前条の規定の適用を受ける職員にあつては、その結果に基づいて職員となった者とみなすこととされた試験の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定することができる。

（本規程の管理部署）

- 第11条 本規程を管理する担当部署は、企画管理部人事企画課とする。

附 則（平成 22・02・04 評基第 017 号）

（施行期日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22・12・01 評基第 001 号）

（施行期日）

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24・03・13 評基第 020 号）

（施行期日）

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26・12・02 評基第 016 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、制定の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 5 条に規定する別表第 1 の適用は、平成 26 年 4 月 1 日からとする。

附 則（平成 27・03・31 評基第 009 号）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 27 年 3 月 31 日から引き続き別表第 1 に掲げる俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が平成 27 年 3 月 31 日において受けた俸給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成 28・02・09 評基第 026 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の規定及び第 5 条に規定する別表第 1 の適用は、平成 27 年 4 月 1 日からとする。

附 則（平成 28・03・15 評基第 017 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28・11・29 評基第 013 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表第 1 の適用は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

附 則（平成 29・03・07 評基第 018 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29・12・15 評基第 005 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表第 1 の適用は、平成 29 年 4 月 1 日からとする。

（平成 29 年 12 月に支給する期末手当率の調整）

第 2 条 平成 29 年 12 月に支給する期末手当率に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、「100 分の 165」とあるのは「100 分の 167.5」とする。

附 則（平成 30・12・12 評基第 007 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表第 1 の適用については、平成 30 年 4 月 1 日からとする。

（平成 30 年 12 月に支給する期末手当率の調整）

第 2 条 平成 30 年 12 月に支給する期末手当率に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、「100 分の 167.5」とあるのは「100 分の 170」とする。

附 則（20191206 評基第 005 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表第 1 の適用については、平成 31 年 4 月 1 日からとする。

（令和元年 12 月に支給する期末手当率の調整）

第 2 条 令和元年 12 月に支給する期末手当率に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、「100 分の 170」とあるのは「100 分の 172.5」とする。

附 則（20201130 評基第 004 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

（令和 2 年 12 月に支給する期末手当率の調整）

第 2 条 令和 2 年 12 月に支給する期末手当率に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、「100 分の 167.5」とあるのは「100 分の 165」とする。

附 則（20220330 評基第 020 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当率の調整）

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 8 条第 2 項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、「167.5 分の 10」を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則（20221207 評基第 021 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表第 1 の適用については、令和 4 年 4 月 1 日からとする。

(令和4年12月に支給する期末手当率の調整)

第2条 令和4年12月に支給する期末手当率に関する第8条第2項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

別表第1（第5条関係）

号俸	俸給月額
1	376,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

別表第2（第7条第4項関係）

在職期間	割合
12箇月	100分の100
11箇月以上12箇月未満	100分の95
10箇月以上11箇月未満	100分の90
9箇月以上10箇月未満	100分の80
8箇月以上 9箇月未満	100分の70
7箇月以上 8箇月未満	100分の60
6箇月以上 7箇月未満	100分の50
5箇月以上 6箇月未満	100分の40
4箇月以上 5箇月未満	100分の30
3箇月以上 4箇月未満	100分の20
2箇月以上 3箇月未満	100分の15
1箇月以上 2箇月未満	100分の10
1箇月未満	100分の5
零	零